

- 我が国には、豊かな自然風土と精神性、歴史に根差した、世界に誇る多様な食文化が存在。平成25年12月にはユネスコ無形文化遺産に「和食」が登録され、平成29年6月に改正された「文化芸術基本法」では、「食文化」の振興を図ることが明記。
- 一方、地方の過疎化や生活様式・嗜好の変化等により、食文化は急激に変容しており、その継承・振興は喫緊の課題。
- このため、特色ある食文化の継承・振興に取り組むモデル事例を形成するとともに、文化財指定等に向けた調査研究等を推進し、食文化の継承・振興と、それによる地域の活力向上を図る。

普及啓発等 241百万円

1. 「食文化ストーリー」創出・発信モデル事業

特色ある食文化の継承・振興に取り組むモデル地域等に対し、その文化的価値を伝える「食文化ストーリー」の構築・発信等を支援(ストーリー構築等調査、文化財指定等に向けた報告書作成、体験や学びの提供、食文化継承・発信の担い手育成等)し、モデル事例を形成。

【実施主体】地方自治体、協議会、民間団体等 【補助率】定額

2. 食文化教育実証事業

学校教育と連携した食文化の学びを推進するため、料理人等の食の担い手によるモデル授業の実証、子どもが楽しめる食文化コンテンツの作成等。【実施主体】民間団体等(委託)

3. 食文化機運醸成事業

機運醸成の核となる食文化の担い手や研究者のシンポジウム開催、文化や食のイベント等との連携、オンラインによる情報発信により、国民の食文化への理解を深める。

【実施主体】民間団体等(委託)

調査研究 64百万円

- ・文化財指定等に向けた国内外の食文化の現況調査
- ・食文化関係データの集積
- ・食文化研究のプラットフォーム(食文化センター)に必要な機能の調査・検討
- ・食文化インバウンド促進のための動向調査

【実施主体】民間団体等(委託)

地方の過疎化、生活様式・嗜好の変化(共働き、中食・外食の増加など)

食文化“消失”の危機

①食文化の地域や家庭での継承が困難

「子どもたちや外国の人に食文化を伝えている国民の割合」**40.7% (2018)**(1)

「郷土に伝わる料理を受け継ぐ意識」**14.1% (2015)**(2)

「郷土料理を作る割合(Y県事例)(2019)」

郷土料理A **20~30代:13%** (60~80代:63%)

郷土料理B **50代以下:ほとんどなし** (60~80代:26%) (3)

②伝統的な「わざ」の継承も課題

「料亭(日本料理の「わざ」の伝承の場)の減少」**過去30年間で▲93%**

食文化の継承は
喫緊の課題!

必要な施策

○地方自治体等による継承・振興活動、調査研究の促進

○食文化への国民理解

○食文化教育の充実

○文化財保護法に基づく保護措置等
・指定等に必要の調査研究、枠組み整備
・地方自治体等の記録を活用した制度の検討

施策の効果

食文化の担い手を拡大し、多様な食文化を継承・振興・発信

食はインバウンドの重要コンテンツ

「訪日外国人が期待すること」
一位:日本食を食べること**(69.7%)**(4)

インバウンド誘致、地域・産業の活性化

経済的価値の向上を、文化の継承・振興に生かす

出典:(1)「生活文化調査研究事業報告書」(H30、文化庁)、(2)「国民食生活実態調査(H27、農林水産省)

(3)「中学校家庭科「地域の食材と郷土料理」に関する研究」(R元)、(4)「訪日外国人消費動向調査(R元、観光庁)